

答弁書

あなたの氏名を書いて、
認め印を押してください。

予納郵便切手	円	取扱者
--------	---	-----

答弁書を提出する
裁判所と答弁書の作成日を書いてください。

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	家庭裁判所	御中	被告の記名押印	甲野太郎		
令和	<input type="radio"/> 年	<input type="radio"/> 月	<input type="radio"/> 日				
事件番号		令和 <input type="radio"/> 年 (家ホ) 第 <input type="radio"/> 〇〇〇〇 号		離婚等		請求事件	
原 告		甲野花子					
被 告	フリガナ 氏 名	コウノタロウ 甲野太郎					
	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇 フaxミ () 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇マンション〇〇号					
送達場所 等の届出	被告に対する書類の送達は、次の場所に宛てて行ってください。 <input type="checkbox"/> 上記住所 <input type="checkbox"/> 勤務先 (勤務先の名称) 〒_____ 電話番号 () 住 所 _____						
	<input checked="" type="checkbox"/> その他の場所 (被告又は送達受取人との関係 実家) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 <input checked="" type="checkbox"/> 被告に対する書類の送達は、上記の届出場所へ、次の人宛てて行ってください。 氏名 甲野春子 (被告との関係 母)						
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 乙第 1 号証～第 3 号証 <input type="checkbox"/> 証拠説明書 <input type="checkbox"/>						
	<input checked="" type="checkbox"/> 1 原告の請求を (いずれも) 棄却する。 <input checked="" type="checkbox"/> 2 訴訟費用は、原告の負担とする。 との判決を求めます。						
請求(及び申立て)の 趣旨に対する答弁	<input type="checkbox"/>						

(注) 太枠の中だけ記入してください。□の部分は、該当するものにレ点を付してください。
(1ページ)

あなたに対して裁判所から書類を送る場合にどこ宛てに送ってほしいか希望する場所(送達場所)の□をレ点でチェックしてください。以後あなたに対する書類はこの届出場所に宛てて送ることになります。

あなたの勤務先に書類を送ってほしい場合は、「勤務先」の□をレ点でチェックし、勤務先の名称とその住所を書いてください。

あなたの住所でも勤務先でもない場所(例えば、あなたの実家など)に書類を送ってほしい場合には、「その他の場所」の□をレ点でチェックし、「被告又は送達受取人との関係」の部分に「実家」と書き、その住所を書いてください。

裁判所からあなたに送った期日呼出状に記載されている事件番号、事件名を書いてください。

届出場所において、あなたの代わりにあなた宛ての書類を受け取る人(送達受取人)を届け出る場合には、この□をレ点でチェックし、その人の氏名を、「被告との関係」の部分にあなたとの関係を書いてください。

この届出すると、以後あなたに対する書類は、送達受取人に宛てて送ることになり、送達受取人が受け取ったことにより、あなたが受け取ったことになります。

答弁書と一緒に提出する書類を書いてください。

※ 被告から提出する証拠書類(書証)を「乙第〇号証」、原告から提出する証拠書類を「甲第〇号証」と呼びます。証拠として提出する書類がある場合は、その写し(コピー)を答弁書と一緒に送ってください。

※ 証拠とする書類の原本は、指定された裁判の期日にお持ちください。

「原告の請求を (いずれも) 棄却する。」というのは、「原告の請求は (いずれも) 認めない。」という意味です。次の場合に該当します。

- 离婚したくない。
- 离婚についてはやむを得ないと思っているが、その他(離婚の原因、親権者の指定、養育費、財産分与、慰謝料など)について争いがあるため、離婚についても認められない。

※ 訴訟費用とは、原告が裁判所に納めた申立手数料、証人に支払う旅費や日当などのことです。

裁判所から送った訴状に記載されている「請求の原因等」を読んで、あなたの言い分に該当する□をレ点でチェックしてください。

請求の原因等に対する答弁

- 1 訴状に請求の原因等として記載されている事実について
 すべて間違ひありません。
 次の部分が間違っています。

(1) 請求の原因第○項のうち、被告が浮気をしていたというところは間違っています。
平成○年ごろから1年くらいたまに家に帰らなかつたのは、仕事が忙しく、会社の近くのカプセルホテルに泊まつていたからです。

(2) 請求の原因第○項のうち、被告の給料が月100万円というところは間違っています。
平成○年ごろからは、不景氣で月25万円ぐらゐでした。

(3)

次の部分は知りません。
請求の原因第○項のうち、被告が平成○年ごろからアパートを借りて生活している事実は認めますが、その他の部分については知りません。

- 2 私の言い分は次のとおりです。

(1) 離婚原因について

離婚についてはやむを得ないと思いますが、夫婦仲が悪くなつたのは、次のような経緯や事情があったからで、被告にだけ原因があるわけではありません。・・・・

(2) 親権者の指定について

私の家と両親の家は近く、両親は仕事を引退しており、私が仕事中は、両親が子の面倒を見る能够があるので、私の方が2人の子を養育するのに適しています。

(3) 財産分与について

夫婦の財産は、〇〇銀行〇〇支店の預金が〇〇〇万円(乙1号証)と平成〇年式〇〇社製の時価約〇〇万円の車(乙2号証)だけなので、財産分与としては半分の〇〇〇万円が相当です。

(4) 養育費について

被告の収入は、年〇〇〇万円(乙3号証)ですから、養育費として子一人につき月〇万円が相当です。

答弁書を原告へ送付する方法 (原告代理人 原告) に (普通郵便 ファクシミリ) により送付します。
 原告(代理人)へは、裁判所から送付してください。

(注) 太枠の中だけ記入してください。□の部分は、該当するものにレ点を付してください。

(2ページ)

答弁書を原告又はその代理人に送付する方法を記載してください。

※ あなたから原告又はその代理人に答弁書を送付できない場合は、裁判所から送りますので、郵便切手を裁判所に提出してください。郵便切手の額は、担当者に確認してください。

財産分与を請求されている場合、婚姻中に作った財産は何か、その財産を作つていった経緯、財産を作る過程で被告がどのように貢献してきたかなどの参考となる事情や考慮してほしい事情があれば、詳しく書いてください。

養育費を請求されている場合、源泉徴収票や確定申告書をもとにした原告と被告の収入状況などの参考となる事情や考慮してほしい事情があれば、詳しく書いてください。